

令和3年度 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)のご案内

URL: <https://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)

福島労働局長登録教習機関(登録第1号)
登録有効期間 西暦2026年9月26日
〒960-8061 福島市五月町4-25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL: (024)522-2266
FAX: (024)505-0137

建築物等の解体または改修の作業を行うときは、対象建築物等の石綿等の使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行日は令和5年10月1日となっております。
当支部においては、下記のとおり標記講習会を開催することといたしましたので、ご案内いたします。

記

※申込みはホームページから24時間可能です。

1 講習日時・会場・受付期間

	開催日時	開催場所	申込開始日	申込締切日	定員
終了 追加 追加	令和3年11月29日(月) ～11月30日(火)	福島県建設センター (福島市五月町4-25)	10月13日	11月15日	40人
	令和4年1月27日(木) ～1月28日(金)	郡山建設会館 (郡山市台新一丁目33-5)	12月13日	1月14日	40人
	令和4年2月3日(木) ～2月4日(金)	福島県建設センター (福島市五月町4-25)	12月20日	1月20日	40人
	令和4年3月9日(水) ～3月10日(木)	福島県建設センター (福島市五月町4-25)	2月1日	2月28日	40人

2 講習科目・時間割

1 日目	8:20 ~ 8:30	オリエンテーション
	8:30 ~ 9:30	科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1
	9:30 ~ 10:30	科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2
	10:40 ~ 12:00	科目3. 石綿含有建材の建築図面調査
	13:00 ~ 15:50	
※12:00~13:00 昼休憩		(休憩 午前10分・午後10分)
2 日目	8:20 ~ 8:30	オリエンテーション
	8:30 ~ 12:00	科目4. 現地調査の実際と留意点
	13:00 ~ 13:40	
	13:40 ~ 14:40	科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成
	15:10 ~ 16:40	修了考査(修了考査前に30分の試験準備時間をおきます。)
※12:00~13:00 昼休憩		

3 受講料及びテキスト代（受講料、テキスト代には消費税含む）

区分	会員		非会員	
全科目受講者	受講料	39,600 円	受講料	39,600 円
	テキスト代	0 円	テキスト代	4,630 円
	合計	39,600 円	合計	44,230 円
一部科目免除者 (石綿作業主任者技能 講習修了者)	受講料	37,400 円	受講料	37,400 円
	テキスト代	0 円	テキスト代	4,630 円
	合計	37,400 円	合計	42,030 円

会員の方にはテキスト代を補助します。

4 受講資格、添付書類等

受 講 資 格	添付書類等
① 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
② 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書+実務経験証明欄A
③ 学校教育法による短期大学（修了年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
④ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（③に該当する者を除く。）	
⑤ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
⑥ 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	
⑦ 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記技能講習修了証写し+実務経験証明欄C
⑧ 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明欄D
⑨ 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者	
⑩ 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明欄E
⑪ 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明欄D

※特定化学物質等作業主任者技能講習修了証（石綿対応）をお持ちの方は、受講資格⑦に該当しますので、全科目受講者となります。

5 受講科目の一部免除

受講科目が一部免除となるもの	免除講習科目
前記4 「受講資格」①の欄に掲げる者	科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 (1日目)

6 修了考査

筆記試験で試験時間は1.5時間

7 修了証明書

所定の科目を受講し、かつ、修了試験に合格した方には、「建築物石綿含有建材調査者講習(一般)修了証明書」を交付します。

8 定員

申込み順で、定員40名とします。定員になり次第締切りますので、申込みの際には当支部に問い合わせの上申込み下さい。なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

9 不合格者の取扱い及び受講証明書の交付

- ①修了考査を不合格となった方(不正行為によって不合格となった方を除く。)には、講義を修了したことを証する書類「受講証明書」を発行するとともに、講義を修了した日の属する年度の翌々年度末(再修了考査有効期間)までに、再度受験することができます。
- ②再修了考査における受験科目は、全ての科目について行います。ただし、石綿作業主任者技能講習をもって受講した方は、科目1の免除を適用します。
- ③再修了考査は、再修了考査有効期間内であれば、何度でも受験することができます。
- ④再修了考査の受験料は、7,700円(消費税込み)とし、受験料の収納方法は、受講料と同等とします。

10 受講申込み方法

- ①建災防福島県支部(以下「当支部」という。)のホームページから申し込んでください。

(<https://kensaibou-fukushima.jp/>)

申込み受付の手順は、下記をクリックして参考としてください。

[ホームページからの申込み受付のながれ](#)

11 受講申込み後の手続き(流れ)

※受講申込書を当支部のホームページからダウンロードしてください。

- ①受講申込書の当支部への送付

受講申込書及び受講票に記入、顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)2枚を添付し、返信用封筒(当支部からの受講票返信用)と併せて、郵送にて当支部へ送付してください。(受付から1週間以内に郵送をお願いします。)

送付先住所

〒960-8061

福島市五月町4-25
建設業労働災害防止
協会福島県支部

返信用封筒は長形3号を使用し、84円切手を貼り返信先(会社名又は申請者名)の宛名を記入して下さい。

- ②振込案内書の受講者への送付

当支部は、申込書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。

※受講申込書を当支部へ郵送後、1週間経っても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。

③受講料の振込

- ※受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。
(指定日は銀行振込案内書に同封いたします。)
- ※振込手数料はご負担願います。
- ※銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- ※振込先は講習会ごと、開催日ごとに違います。
必ず当支部からお知らせする口座に振込をお願いします。
- ※振込人欄には通知された「管理番号」と受講者名または会社名を記入してください。管理番号が記入されていませんと振込が確認できません。

④申込み完了

振込の入金確認をもって申込み完了となります。

※ 受講申込書及び受講票の記載について

上記受講申込書及び受講票の所定の欄に記入し、写真（ポラロイド、カラーコピーは不可）2枚をのり付けし、未記入箇所がないか確認してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて当支部へ郵送して下さい。（返信用封筒の詳細については、上記11受講申込み後の手続き（流れ）の①を参照してください。）

（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの講習以外では一切使用いたしません。）

12 その他（注意事項）

- ① 受講当日、本人の確認をしますので、受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参して下さい。
- ② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証明書は交付されません。
- ③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料の返還）は申込締切日までは応じませんが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。
受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当支部にご連絡ください。
また、欠席の場合、次の講習会へのスライドはできません。
- ④ 福島会場、郡山会場の駐車場は限りがありますので、相乗りか公共交通機関をご利用ください。

※ 【土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）の受講証明書が必要な方へ】

講習会終了後、受講証明書を発行いたします。

CPDSを申請される方は、受講申込書のCPDS受講証明欄に○を記入してください。